

決算特別委員会報告

10月2日

【土木費】

「道路照明灯の省エネ化」について

道路照明灯管理費として約9.983万円が計上されている。

市は省エネ対策として水銀灯を高圧ナトリウム灯へ交換を進めており残り灯数は418灯となっている。

事業の内訳と省エネ化の状況と効果について質問し、残りの照明灯の早期交換を要求した。



市の回答

- ・道路照明灯の電気料が78,236,195円、
帯広駅バスターミナル信号機保守点検料が、70,200円
街路灯の補修費が7,549,707円、
道路照明灯の省エネルギー化の工事請負費が13,975,200円となっている。
- ・平成28年度、水銀灯から高圧ナトリウム灯に交換した数は、162灯となっている。
- ・ランプ交換による効果は、これまでの累計で、電気料金で約3,300万円、二酸化炭素排出量で約970トン程度の削減効果があると推計している。

「収納率向上対策費」について

本来、市営住宅など公共住宅に関しては住宅の確保に困難を抱える方への支援として事業を行っている。滞納整理は強化することは必要なことだとは考えるが、いろいろな事情などにより、生活に困窮している人も中にはいる。

滞納の状況を問い、併せて、入居時の家賃支払いに関する周知の強化と共に、入居者の自立支援という観点から、未納者については細やかな対応をとり、自立支援に向けた相談窓口への誘導を行い、各課連携を取り対応して頂く事を要望した。



市の回答

- ・平成28年度末において、滞納者数は255人おり、滞納繰越額は現年、過年度を合計して54,567,035円で、住宅使用料全体の収納率は92.05パーセントとなっている。
- ・滞納整理基準ですが、滞納月数6ヶ月以上又は、滞納金額20万円以上から法的措置予告対象者として対応するようになっている。
- ・生活に困窮しているか、悪質で払わない入居者の見分けについての判断が難しい所であること認識しており、納付相談等で生活実態を聞き取る中で納付計画や猶予を与えるなど、個々の対応をしている。未納者の中には相当数、相談もなく、通知や訪問にも応じない者もいることから、そのような滞納者へは厳しい対応となっている。
- ・納付相談などをする中で、生活が成り立たない状況であると判断した場合は、福祉部局への相談を促したり、帯広市自立相談支援センターふらっとのパンフレットを窓口に置き、紹介するなどの対応をしている。

「市道除雪費」について

毎年、冬になると除雪の問題が取りざたされ、それを受け、本年度は市長による除雪をテーマにした地区懇談会が8会場で行われた。

除雪費の使途と懇談会の意見を踏まえた対策について質問した。

また、町内会単位で利用できるパートナーシップ除排雪制度（空き地・遊休地への排雪利用・小型除雪機貸し出し事業）についての利用拡大を要望した。



市の回答

- ・平成 28 年度の市道除雪費は、
- ・道路除雪の最低保証 4 回分、拡幅や排雪などの委託料として 832,161,479 円。
- ・焼砂、凍結防止剤などの消耗品や、除雪車両燃料費、除雪車両修繕などの需用費として 36,303,184 円。
- ・雪捨て場借上の、使用料及び賃借料として、2,400,000 円。
- ・町内会の協力による、パートナーシップ除排雪補助金として 1,421,550 円。
- ・常温合材などの原材料費として、1,036,530 円。
- ・除雪センターの電話料金や除雪車両のタイヤ交換等の役務費として、530,901 円などとなっている。
- ・地区懇談会を受け、新たな取り組みとして、市のホームページでのわかりやすい除雪情報の発信や、除雪車両の地区ブロックを示す除雪センター名を明示したプレートを全ての除雪車両に設置したほか、平成 29 年度より、町内会への小型除雪機械の貸出による、パートナーシップ除排雪制度の充実などを予定しているところ。
- ・「小型除雪機械貸出事業」は冬期間の交通確保や生活環境の向上を図るため、自主的に除排雪を行う「町内会」に市が小型除雪機械を無料で貸し出す制度である。
- ・町内会が雪の堆積場とする空地の利用については、「パートナーシップ除排雪事業」に「町内あき地利用制度」があり、限度額はあるが遊休地を土地所有者から借り受けた代金の二分の一を補助する制度となっている。
- ・「町内あき地利用事業」の実績については、
平成 26 年度は、9 件、
平成 27 年度は、6 件
平成 28 年度は、6 件となっている。
- ・利用実績が、一部の町内会の利用に留まっており、多くの町内会に広がっていないことが課題と考えている。
- ・「制度の周知対策」については、これまでも市のホームページや広報誌、新聞などのマスメディアを活用しながら周知に努めているが、連合町内会の代表で構成する「除雪連絡協議会」にも本制度の周知をお願いし、本制度の更なる利用促進を図ってまいりたい。